

歩行者優先憲章

・市民意識調査について



祇園白川



祇園新橋通



平安神宮付近



新京極通

歩行者優先憲章とは

- 「歩くまち・京都」の、理念・実現に向けての規範・優先順位を京都市内外に宣言するもの。
- 親しみやすく、誇りと共感を持てるものとする。
- わかりやすい言葉を使い、簡潔にまとめる。

歩行者優先憲章の要素 その1

- 「移動」は、単に目的地に到達するためだけの手段ではなく、一つの「楽しむべき活動」である
 - 自然を愛でたり、他者と集ったり、ゆっくりくつろいだり、地域と触れ合ったり…
 - 京都には、歩いて楽しむための様々な歴史、文化、景観といった地域的財産が凝縮。
 - 京都のまちなかでは、歩いての移動が最も相応しい。
- 歩いて楽しいまちの実現は、次世代に対する責務
- 京都の取り組みを世界に発信

歩行者優先憲章の要素 その2

- 歩くことは、人間の活動の根幹である。
- 歩いて用が足せる。
- 歩くことによる快適さを満喫できる。
- 土地利用と道路空間を見直し、クルマ中心からヒト中心へ、歩いて楽しいまちづくりを推進する。
- 歩くことによって環境との調和をめざす。
- 歩くことによって賑わいが生まれる。
- 歩くことによって健康になる。
- 歩くことによってコミュニケーションが生まれ、公共心が育まれる。
- 京都の景観は歩いて見ることが相応しい。
- 自転車の利便性を確保する。
- 安全を確保する。

【参考】京都市市民憲章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものです。

- わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましよう。
- わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましよう。
- わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましよう。
- わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましよう。
- わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたくむかえましよう。

(昭和31(1956)年5月3日制定)

市民意識調査

< 調査目的 >

- モビリティ・マネジメントの手法を盛り込み、市民の意識啓発とライフスタイルの転換を促す。
- その上で、クルマ中心のライフスタイルから、徒歩や自転車、公共交通が優先されるライフスタイルへの転換に向けた施策立案の基礎資料として活用可能な、京都市の交通現状に対する市民の“ニーズ”を把握する。

< 調査概要 >

- 今秋実施予定
- 市民のおよそ1%の約14,000人を無作為抽出
- 郵送配布・郵送回収
- 依頼文等の丁寧なコミュニケーションにより、回収率の向上を図る